

「自動運転社会実装先導プロジェクト事業（高速バス）」実施委託業務 企画提案募集要領

この要領は、「自動運転社会実装先導プロジェクト事業（高速バス）」実施委託業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本事業の実施は、令和8年2月定例県議会の議決及び本事業に係る「地域未来交付金（地域未来推進型）」の採択を条件とする。

1 業務名

「自動運転社会実装先導プロジェクト事業（高速バス）」実施委託業務

2 業務の目的

中部国際空港島へアクセスする知多半島道路やセントレアラインなどの道路において、協調領域として自動運転の社会実装を見据えた実証実験を実施するとともに、レベル4取得へ向けた走行データの取得を行う。

3 業務の内容

(1) 高速バスの自動運転実証実験計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、実証計画を設定すること。

社会実装に向けて定量的な目標値を5つ以上設定すること。なお、目標値には手動介入回数に関するものを必ず含むこと。

[実施ポイント]

実運行を想定したモビリティサービスの検証及びレベル4へ向けたデータ取得

実施場所	・ 中部国際空港島と知多半島道路大府パーキングエリア付近をつなぐ有料自動車専用道路を中心とするルート ※社会実装の可能性が高いと見込まれるルートを選定し、実装に即した発着点を検討すること。
自動運転技術	・ 走行技術面、運行管理等において自動運転高速バスの社会実装に資する先端的な技術を提案すること。 ・ 強い横風や雨天等への耐候性を可能な限り幅広く検証すること。また、想定するユースケースに応じて夜間走行を検証すること。 ・ レベル4許認可取得申請に必要な技術的対応を行うこと。
運行者	・ 交通事業者又は自動運転ソフトウェア提供事業者
車両	・ 中部国際空港島を利用する観光客等の移動ニーズに対応した車両を選定すること。
運行期間	・ レベル4に向けた課題抽出・データ取得を行うため、十分な運行期間

	<p>とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な車両性能向上や実証項目のデータ取得等がなされるよう運行期間を工夫して設定すること。
ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4実装時、ビジネス展開時など段階に分け、自動運転高速バスの社会実装に向けたビジネスモデルの検討、ロードマップの作成、車内オペレーションの検証を行うこと。 ・自動運転高速バスの実装を横展開するために必要な全国の高速バス事業者のニーズ調査、共同運行等のビジネスモデル検討を行うこと。
レベル4取得	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年度のレベル4走行に必要な許認可取得に向けたロードマップを明示した上で、実装時のユースケースと現行法令等が適合しない事項や運用等が不明確で規制所管機関等へ確認を要する事項を明らかにし、必要な調整を行うこと。 ・レベル4許認可取得申請に向け、必要なデータ取得を行うこと。
外部支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・当該実施場所において社会実装に最低限必要な外部支援策及びその箇所を特定し、整備に向けた取組を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般試乗の機会を設け、社会的受容性の調査を行うこと。 ・実証実験について積極的な情報発信を実施すること。 ・次世代モビリティ社会実装基盤調査事業を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ検証に必要な試乗枠、情報、データを提供するなど協力、連携を行うこと。

(2) 自動運転実証実験の実施

(1) で設定した実証計画に基づき実証実験を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。

実証実験の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

(3) 実証実験の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた、社会実装に向けた技術面等の成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

(4) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、各種会議での報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

(1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

- (2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本委託業務は、国の「地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (11) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 地元市町村や施設管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
- (12) 上記（1）から（11）については、再委託先においても適用する。

5 契約条件

- (1) 委託契約限度額
85,783,351 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約保証金
愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする（あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額を免除する。）。
- (3) 契約期間
契約締結日から 2027 年 3 月 19 日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

精算払とする。

(5) その他

企画提案に基づく積算額は契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認められない。なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が積算額と同じになるとは限らない。

6 応募資格

応募の資格者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと（令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登録されている場合）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (4) 愛知県税及び国税に未納がないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 事業の実施に当たり、複数の者が連携した体制を構築できること。提案にあたっては、交通事業者または自動運転システム事業者を実施体制に含めること。
- (7) 公道において、自動運転実証実験の実施実績があること。または実績がある者が含まれていること。

7 応募に関する問合せ

質問がある場合は、2026年3月3日（火）正午までに電子メールにより連絡すること。

問合せは、電子メール（jisedai@pref.aichi.lg.jp）によること。

（件名は「自動運転社会実装先導プロジェクト事業（高速バス）に関する問合せ」とする。）

なお、質問に対する回答は、次世代モビリティ産業課のWebページに3月6日（金）を目途に掲載する。

※ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

8 応募手続等

(1) 企画提案書の提出

応募者は、下記に示す書類を作成し、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書 11部

・別添様式1のとおり

(イ) 企画提案書 11部

・別添様式2から6のとおり

(ウ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類 1部

・別添様式7のとおり

(エ) 添付書類 1部（幹事会社のみ対象）

・会社パンフレット等会社の概要がわかる資料

・定款

・決算報告書（過去2年分）※

・県税の滞納がないことの証明書（直近のもの）※

・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（直近のもの）※

※令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されている場合は、不要とする。

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明ができるもの。）、若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

ウ 提出期限

2026年3月18日（水）正午

郵送・宅配便の場合は、できる限り事前に電話連絡すること。

電話 052-954-6136（ダイヤルイン）

エ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

(2) 企画提案書類作成上の注意

ア 用紙サイズは、A4縦（横書き、要ページ番号）とする。ただし、イメージ図などを記載する場合、A3判の用紙をA4判サイズに折りたたみ挿入することは可とする。

イ 必要に応じて、図表・絵等を用いて分かりやすく記載の上、左上をホチキス等で1か所とめる。

ウ 企画提案は1事業者1案とする（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同体あたり1案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。）。

エ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

9 企画提案内容（提案項目等）

企画提案書には、次の（1）から（4）の内容について記述すること。

(1) 事業に関する企画等

ア 高速バスの自動運転実証実験計画の策定

当要領「3業務の内容(1)高速バスの自動運転実証実験計画の策定」の内容に沿って計画内容を記述すること。

イ 自動運転技術

走行技術面、運行管理等において自動運転高速バスの社会実装に相応しい技術を提案すること。

強い横風や雨天等の耐候性や夜間走行についての検証内容を記載すること。

ウ ビジネスモデル

レベル4実装時、ビジネス展開時など段階に分け、自動運転高速バスの社会実装に向けたビジネスモデルの検討、ロードマップの作成、車内オペレーションの検証について記述すること。

全国の高速バス事業者に向けた横展開について記載すること。

エ レベル4取得

2027年度のレベル4走行に必要な許認可取得に向けたロードマップを記載すること。

オ 事業実施体制(組織体制図)及び役割分担

本事業を実施するための組織体制(コンソーシアムメンバー含む)を詳細に記載すること。また、本事業遂行に当たる総括責任者以下の役割分担やスタッフの過去の業務経歴を記載すること。

カ 工程計画

実証実験の計画的な実施に向け、年間スケジュールを記載すること。

カ 付加提案

他事業と連携した取組や、社会実装に向けた取組など、本事業を更に効果的に実施するために必要となる事項につき、記載すること。

(2) 経費見積書

事業の実施に係る見積額を内訳がわかるように項目ごとに記述すること。

また、「愛知県知事」宛てとすること。

(3) 事業の受託実績

過去3年間(2023年度~2025年度)に主催又は受託した類似事業(実証実験等)の企画・運営に係る実績を記述すること(補助事業を除く。)

なお、記載項目は、企画・運営を主催・受託した事業の概要、開催時期、場所、実施規模、主催者、事業金額、受託した業務の具体的な内容等を記述すること。

(4) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書及び添付書類

10 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3件を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う（選定委員会と同様の基準にて審査）。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び原則対面での提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者15分程度、説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

(3) 主な選定基準

委託事業者を選定する際の主な選定基準は、以下のとおりとする。

項目	主な内容
高速バスの自動運転実証実験計画の策定	<ul style="list-style-type: none">・実証計画が「3業務の内容（1）高速バスの自動運転実証実験計画の策定」の内容に沿って記載されているか。・定量的な目標値は、実装にふさわしいものか。
自動運転技術	<ul style="list-style-type: none">・自動運転高速バスの社会実装にふさわしい先端的な技術の提案となっているか。・レベル4許認可取得申請に足りる検証が行える技術の提案となっているか。
ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none">・自動運転高速バスの社会実装に向けたロードマップの方向性が明らかになっているか。・全国の高速バス事業者に向けた横展開は実効性あるものとなっているか。
事業実施体制及び役割分担	<ul style="list-style-type: none">・自動運転の技術・専門知識等を有する者が参画しているなど事業実施体制は適切であるか。・交通事業者または自動運転システム事業者が含まれているか。
工程計画	<ul style="list-style-type: none">・年間スケジュール（関係機関との事前調整、自動運転の実証実験、技術検証、成果の取りまとめ）は無理なく設定しているか。・社会実装時の課題の抽出やレベル4取得に向けたデータ収集を行うための十分な運行期間となっているか。
付加提案	<ul style="list-style-type: none">・実証実験の効果を高める提案等、当事業の効果を高める提案がなされているか。
費用対効果	<ul style="list-style-type: none">・経費の見積もりは適切か。
社会的取組	社会的価値の実現に資する取組等 <ul style="list-style-type: none">・ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者法定雇用率の達成の有無 ・ あいち女性輝きカンパニー認証の有無 ・ 女性の活躍促進宣言提出の有無 等
--	---

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2026年3月下旬（予定）目処に全提案者に文書で通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整った上で契約を締結する。

ただし、協議等が整わない場合は次点者が改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

1.1 スケジュール（予定）

- ・ 3月3日（火）正午 質問の締切
- ・ 3月18日（水）正午 企画提案の締切
- ・ 3月26日（木）午後 選定委員会開催（事業者決定）
- ・ 4月上旬 契約締結、委託業務開始

1.2 その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (2) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- (4) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) この要領に定めるもののほか、選定実施にかかる必要な事項は、愛知県が定める。

13 連絡・問い合わせ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ

電話 052-954-6136 (ダイヤルイン)